

京都大学吉田泉殿規程

平成27年4月28日
基盤運営委員会制定

(趣旨)

第1条 この規程は、京都大学吉田泉殿（以下「吉田泉殿」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 吉田泉殿は、京都大学附置研究所・センターの吉田地区における連携交流拠点として、京都大学の研究教育、学術の発展及び社会貢献に寄与することを目的とする

(統括管理者)

第3条 吉田泉殿に統括管理者を置き、京都大学研究連携基盤長をもって充てる。

(施設)

第4条 吉田泉殿に、ラウンジ、セミナー室、展示室、ミーティングルーム（東・西）、その他の施設を置く。

(休館日)

第5条 吉田泉殿の休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日にに関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 12月28日から翌年1月3日まで

(4) 6月18日(創立記念日)

(5) 8月第3週の月曜日、火曜日及び水曜日(夏季一斉休業日)

2 前項の規定にかかわらず、統括管理者が特に必要と認めたときは、臨時に休館又は開館することがある。

(使用時間)

第6条 吉田泉殿の使用時間は、午前9時30分から午後5時00分までの間とする。

2 前項の規定にかかわらず、統括管理者が特に必要と認めたときは、その時間を延長又は短縮することがある。

(施設の使用)

第7条 第4条の施設のうち、セミナー室及びミーティングルーム（東・西）を使用する場合は、あらかじめ統括管理者にその使用を申請して、許可を受けなければならない。

2 前項の申請ができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 本学の教職員

(2) その他統括管理者が適当と認める者

3 前項第2号に掲げる者の申請に際しては、本学の教職員の紹介を要する。

4 統括管理者は、第1項の許可に際し必要と認めるときは、当該使用について必要な条件を付すものとする。

5 第1項の許可を受けた者は、当該施設の使用に関し責任者（以下「使用責任者」という。）となる。

6 統括管理者が許可した第1項の施設以外は、占有使用することはできない。

7 第3項の規定により紹介者となった教職員は、当該使用責任者が、この規定に従わない場合は、当該使用責任者に連絡若しくは必要な指導等を行い、又はその責務を代行しなければならない。

第8条 使用責任者は、使用の許可を受けた後において、使用日時を変更し、又は使用を取りやめる場合は、速やかに統括管理者に申し出て、その許可を受けなければならない。

(使用申請)

第9条 第7条第1項又は前条の申請は、当該使用しようとする日（複数日に連続してまたがる場合はその最初の日）の3月前から1日前までに、所定の申請書を統括管理者に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、都合により、3月以上前に使用許可を受ける必要がある場合は、統括管理者にその使用を申請することができる。

(使用許可)

第10条 統括管理者は、前条の申請に係る施設使用の可否について決定し、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(使用責任者の責務)

第11条 使用責任者は、当該施設の使用に関し、この規程及び統括管理者が別に定める施設使用上の諸規定並びに次の各号に掲げる事項を遵守し、適正に使用しなければならない。

- (1) 施設及びその設備、備品等の保全に努めること。
- (2) 使用を許可された目的以外に使用しないこと。
- (3) 使用を許可された施設及びその設備、備品等を他の者に一部又は全部を転貸しないこと。
- (4) 使用を許可された施設及びその設備、備品等に特別の工作をし、又は許可なく原状を変更しないこと。
- (5) その他統括管理者が指示する事項。

(使用許可の取消等)

第12条 統括管理者は、次の各号の一に該当する場合、施設の使用許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。

- (1) 使用責任者がこの規程に違反し、又は違反するおそれがあると統括管理者が認めるととき
- (2) 使用責任者が、使用申請書に虚偽の記載をしたとき
- (3) 本学において、管理上の事由が生じたとき。

2 前項第1号及び第2号により使用の許可を取り消し、又は使用を中止させたことによって使用者に損害を及ぼすことがあっても、統括管理者はその責めを負わない。

(原状回復)

第13条 使用責任者は、当該施設の使用を終えたとき（第12条の規定により使用を中止した場合を含む。）は、直ちに原状に回復して返還しなければならない。ただし、統括管理者が特に認めたときは、この限りではない。

2 使用責任者が原状回復の義務を履行しないときは、統括管理者は、使用責任者の負担においてこれを行うことができる。この場合、使用責任者は、統括管理者に異議を申し立てることができない。

(損害賠償)

第14条 使用責任者は、本人又は当該使用に係る行事等への参加者がその責に帰すべき事由により吉田泉殿の施設、設備又は物品を滅失、破損又は汚損したときは、その損害を賠償しなければならない。

(禁止行為)

第15条 吉田泉殿及びその敷地内においては、美観を損ね、又は他人に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

2 統括管理者は、前項の規定に違反する事実を発見したときは、必要な措置を講じるものとする。

(事務)

第16条 吉田泉殿の管理運営に関する事務は、吉田泉殿事務室において処理する。

(その他)

第17条 この規程に定めるもののほか、吉田泉殿の施設の使用その他に關し、必要な事項は、統括管理者が定める。

附 則

この規程は、平成27年4月28日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則 (平成28年1月26日 基盤運営委員会決定)

この規程は、平成28年2月1日から施行する。